業務月報

令和8年9月

ハローワーク川本

浜田公共職業安定所　川本出張所

邑智郡川本町大字川本301-2

TEL　0855-72-0385

FAX　0855-72-0386

雇用情勢の動向

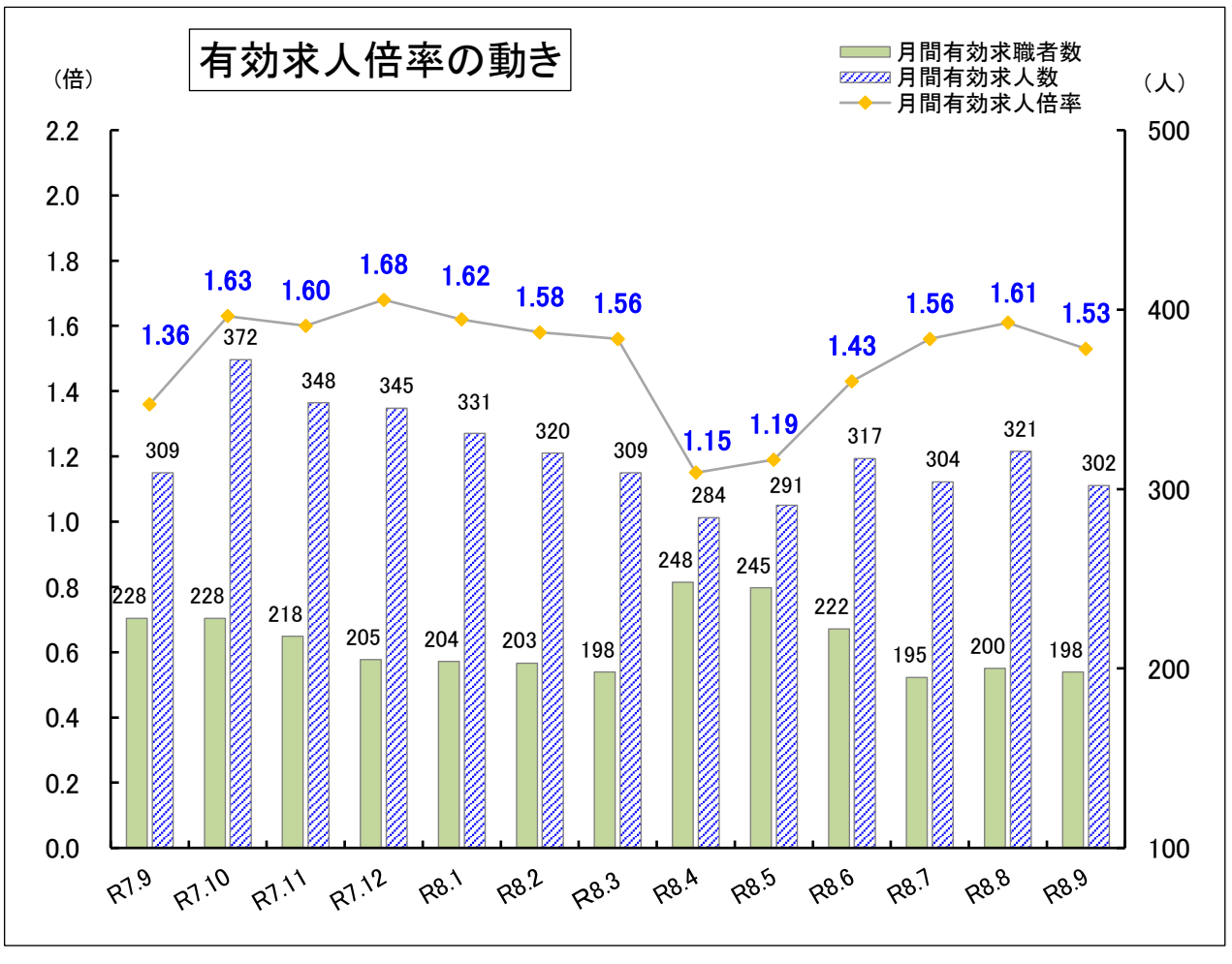
新規求職申込件数(オンライン含)は34件で、前年同月比22.7%(10件)減少しました。

月間有効求職者数(オンライン含)は198人で、前年同月比13.2%(30人)減少しました。

新規求人数は81人で、前年同月比で同数値でした。

月間有効求人数は302人で、前年同月比2.3%(7人)減少しました。

月間有効求人倍率は1.53倍で、前年同月比0.17ポイント上回りました。



(注)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年10月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等を含みます。

有効求人倍率	島根県	川　本
	1.44	1.53

職業紹介状況

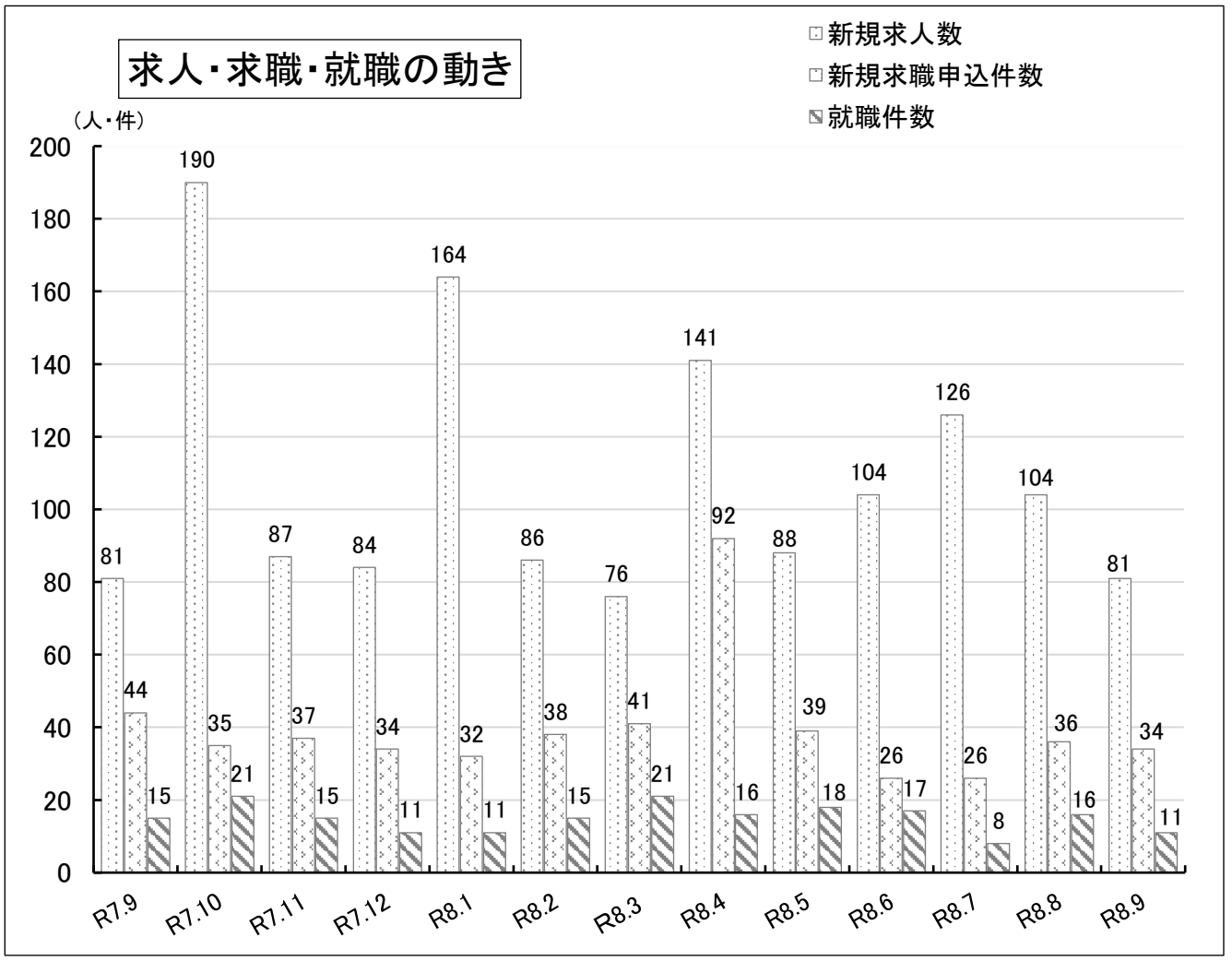
項目	当月	前年同月	対前年比	項目	当月	前年同月	対前年比
①新規求職申込件数	34	44	▲ 22.7	⑥求人倍率 新規	2.38	1.84	0.54
うち 55才以上	19	16	18.8	⑥求人倍率 月間有効	1.53	1.36	0.17
②月間有効求職者数	198	228	▲ 13.2	⑦紹介件数	20	34	▲ 41.2
うち 55才以上	91	95	▲ 4.2	うち 55才以上	8	12	▲ 33.3
うち (保)受給者	56	80	▲ 30.0	うち (保)受給者	9	11	▲ 18.2
③新規求人数	81	81	0.0	⑧就職件数	11	15	▲ 26.7
④月間有効求人数	302	309	▲ 2.3	うち 55才以上	4	4	0.0
⑤充足数	11	12	▲ 8.3	うち (保)受給者	4	9	▲ 55.6

産業別求人状況

産業	当月	前年同月	対前年比	産業	当月	前年同月	対前年比
農・林・漁業	1	7	▲ 85.7	情報通信業	0	2	▲ 100.0
鉱業･採石業･砂利	0	0		運輸業･郵便業	8	1	700.0
建設業	39	30	30.0	卸売･小売業	11	12	▲ 8.3
製造業	6	1	500.0	金融･保険業	0	0	
食料品・飲料等	3	1	200.0	不動産業･物品賃貸業	0	0	
繊維・衣服等	2	0		学術研究 専門技術サービス業	4	3	33.3
木材・家具等	0	0		宿泊業･飲食サービス業	0	0	
窯業・土石製品	0	0		生活関連サービス 娯楽業	0	1	▲ 100.0
鉄鋼・金属製品	0	0		教育，学習支援事業	2	0	
一般機械器具	0	0		医療･福祉	9	16	▲ 43.8
電気機械器具	0	0		複合サービス事業	0	0	
輸送用機械器具	1	0		サービス業	1	7	▲ 85.7
その他	0	0		公務･その他	0	1	▲ 100.0
電気･ガス 熱供給･水道業	0	0		合計	81	81	0.0

雇用保険業務取扱状況

項目	当月	前年同月	対前年比	項目	当月	前年同月	対前年比
適用事業所数	360	358	0.6	受給資格決定件数	6	10	▲ 40.0
新規適用事業所数	0	0		初回受給者数	6	11	▲ 45.5
廃止事業所数	1	0		受給者実人員	43	59	▲ 27.1
被保険者数	4,268	4,301	▲ 0.8	支給金額(千円)	5,947	8,097	▲ 26.6
資格取得者数	18	24	▲ 25.0	再就職手当 人員	0	5	▲ 100.0
資格喪失者数	50	41	22.0	再就職手当 金額(千円)	0	2,590	▲ 100.0



人員整理の状況

年月 / 項目	6年度計	7年度計	7年				8年								
			9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
事業所数	9	3	0	1	0	0	0	0	2	9	0	0	1	1	2
解雇者数	18	3	0	1	0	0	0	0	4	23	0	0	1	1	9

前年比 59円アップ

令和8年10月10日から

島根県最低賃金　時間額1,092円に改定！

島根県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

最低賃金に関するお問い合わせは

島根労働局労働基準部賃金室（TEL 0852－31－1158）

または、松江・出雲・浜田・益田の各労働基準監督署　まで

最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、

最低賃金引き上げに伴う支援・後押しを強化しています

助成金と補助金を組み合わせてご利用いただくことも可能です。
賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください。

※同一の補助対象(設備等)に対する重複利用は不可

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

キャリアアップ助成金

賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。

※最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も対象になります。

デジタル化・AI導入補助金
新事業進出・ものづくり商業サービス補助金
省力化投資補助金(一般型)

最低賃金近傍で働く雇用者を多く抱える事業者の皆様には、補助率を2／3に引き上げ、優先的に採択します。

※一定の賃上げを実施した事業者の皆様も優先的に採択します。

※最低賃金引き上げの影響を受けた事業者様向けに、厚生労働省の支援策や経済産業省・中小企業庁の補助事業のほか、賃上げを後押しする様々な施策が講じられています。具体的な情報についてはホームページ等でご確認ください。

特設サイト
はこちらから

厚生労働省
賃金引き上げ特設ページ

中小企業庁
ミラサポplus

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

経済産業省

中小企業庁